

想定最大規模の降雨による馬淵川水系及び岩木川水系直轄 管理区間の新たな洪水浸水想定区域等の公表について

～的確な避難行動につながる防災情報の周知～

青森河川国道事務所では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、馬淵川水系と岩木川水系のハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。

減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、馬淵川水系、岩木川水系の直轄管理区間において想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域について1月20日に公表しました。

平成 27 年の水防法改正を踏まえてこれまでの洪水浸水想定区域^{※1}を見直し、公表するものです。洪水浸水想定区域等をご覧になるには、青森河川国道事務所 1 F 展示室において縦覧しているほか、青森河川国道事務所のホームページで公表しておりますのでご参照下さい。

馬淵川水系、岩木川水系の浸水想定区域図に関するホームページURL

<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/index.html>

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域^{※2}も公表しています。これらの情報により、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取り組みが進むことが期待されます。

洪水浸水想定区域等は、浸水区域に含まれる市町村に通知され、当該市町村は今後、「早期の立退き避難が必要な区域」を示した洪水ハザードマップを作成することとなります。

※1 洪水浸水想定区域とは

水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。平成 27 年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更し、見直しを行ったものです。

※2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

堤防決壊や河岸の浸食等において家屋の倒壊・流失が想定される区域です。

<<発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社>>

問い合わせ先	
青森河川国道事務所	
〒030-0822 青森市中央三丁目20-38	
電話：017-734-4521(代表)	
技術副所長	ひらやま たかのぶ 平山 孝信 (内 204)
調査第一課長	たむら きみひと 田村 公仁 (内 351)